

部活動における体罰の構造の仮説的検討

A study of the social structure of bodily punishment in school athletic clubs

1K10C214-0 下村真未

主査 間野義之 先生

副査 吉永武史 先生

1. 緒言

文部科学省の実態調査によると、年間1万4000人もの児童生徒が昨年度体罰を受けたことが明らかにされた。その中で、確認された体罰は、6721件となっている。ちなみに、前の年度までの調査では、体罰は400件とされていた。これは、学校で起きた体罰について、懲戒処分を受けた教師の数だけを集計して発表していたため実態把握が不完全であった。朝日新聞社(2006)が、各都道府県高校野球連盟に加入する硬式野球部の指導者を対象に、体罰の有無などを尋ねるアンケートを実施した。指導において体罰をしたことがある人は約7割おり、「最近もした」は7%だった。体罰への認識は、「どんな場合も許されない」が39%であったのに対し、「やむを得ない」「必要だ」が合わせて60%であった。このことから、体罰の効果を肯定的に捉える風潮は、未だ根強く残っているのが実情である。この調査からも、単なる体罰の教育性や反道徳性などの倫理的解釈で訴えるだけでは、解決できない問題であることがうかがえる。したがって、倫理的解釈は行わずに、新たな角度から体罰をとらえる必要がある。今回は、部活動内の体罰に絞った。部活動という環境に特殊な体罰を生みやすい構造があるのではないかと考えた。

2. 研究目的

本研究では、学校部活動の社会構造を分析し、そこから体罰が起こりうる原因を明らかにすることを目的とする。そこから、今後の部活動のあり方を筆者なりに模索していくことにする。そこで、結果的に、体罰を行使してしまった教員は、どのような状況に追い込まれているのかを探る。

3. 研究方法

事例研究と質問紙調査をおこなった。

3-1 事例研究方法

体罰をするに至った教師側の心理状況、体罰が発生する状況の個性やその構造、各アクターがどのように相互に関連しあっているのか等を理解するために、体罰の事例、特に判例を用いて、研究を進めていく。判例データベースである、Westlaw Japanを用

いて判例を見ていった。検索をする際に、打ち込んだキーワードは「体罰」「部活動」である。なお、データベースに搭載されていた類語検索を用いて、上記の二つのキーワードに類似するキーワードも含めて検索をした。データーの比較をし、各々の記述の類似性と差異から、個々のラベルを生成するカテゴリーを生成する。

3-2 質問紙調査法

対象者は、A市内にある48校の、顧問教員1123人に調査を行った。調査項目は、人口統計学的特性（性別、年齢）、顧問教員が部活動に当たり重視していることに関することであった。

4. 結果

5つの事例のうち、競技実績の高い学校では、体罰の理由を、あくまでも指導の一環と捉え、成績の不振やより良いプレーを求めるために行う傾向がある。さらに、競技実績の高い学校では、生徒は、顧問に対して、従順である生徒であった。体罰に関して、肯定的なイメージを持っているまではいかなくとも、顧問のことを、根本的には良く思っていた。一方、競技実績に関しては触れられておらず、あまり実績を残すことに重きを置いていないと予想される学校では、体罰の理由を、生徒の部活への取り組みの態度を改めるために行う傾向が見られた。

以上の結果における、詳細の考察は後の章に記述するが、以上の結果から予想されるのは、部活動というものの意義に関しての、教員の認識が、大きく関係してそうである。

5. 考察

部活動内で起こる体罰には、教師の部活動への意義の認識が関係することがうかがえた。本研究では、体罰の倫理的解釈は行わないため、体罰をなくすという断言は控えるが、仮に体罰を減らしていくとしたら、学校部活動の意義を再び見直してみることが重要そうである。

6. 研究の社会的意義、学術的意義、現場への応用など

今後の体罰に対する対策や学校部活動のあり方を再考する事の一助となるようにする。